

「社会福祉法人等による  
利用者負担軽減事業」  
実施のてびき

吹田市

## 1 社会福祉法人等による利用者負担軽減の趣旨

この軽減は、低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。

また、法人が軽減の際に負担した費用の一部を、公費（市・府・国）で助成します。

## 2 軽減のしくみ

社福軽減は、利用者に対して、利用料を請求するときに軽減を実施（軽減後の額で請求）し、その実績等を一年間（4～3月分）集計して、吹田市へ補助金の交付申請を行います。

## 3 軽減実施法人

社福軽減を実施し、補助金の助成対象となる事業所は、対象となる介護保険サービスを実施しており、「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施申請書」により、大阪府知事・吹田市長に申し出をした社会福祉法人が運営する事業所です。

## 4 対象サービス

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業は、利用者負担の軽減を申し出た社会福祉法人等が行う次のサービスを対象とする事業です。

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 通所介護（通所型サポートサービス（総合事業）を含む）
- (3) 短期入所生活介護（予防を含む）
- (4) 訪問介護（訪問型サポートサービス（総合事業）を含む）
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- (7) 認知症対応型通所介護（予防を含む）
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問看護介護

(10) 複合型サービス

(11) 地域密着型通所介護

※生活保護法の規定による保護を受けている方（以下、「生活保護受給者」という）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている方（以下、「支援給付受給者」という）については、(1)(3)(8)において、ユニット型個室・従来型個室を利用した場合のみ適用。

## 5 軽減対象者

下記(1)または(2)に該当する方

(1) 市民税非課税世帯であって、次の要件のすべてを満たす方

(ア) 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること

(イ) 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること

(ウ) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

(エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

(オ) 介護保険料を滞納していないこと

(2) 生活保護受給者または支援給付受給者

## 6 軽減の実施と内容

(1) 利用者への軽減の実施

事業者は、利用者が対象サービスを利用する時に、「社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証」を持っているか確認してください。持っていれば提示してもらい、有効期間内か確認します。年度更新後（8月以降）は特に注意してください。

なお、吹田市以外の市町村が発行した確認証であっても同様に軽減することができます。ただし、軽減内容や有効期間が異なる場合がありますので、証をよく確認してください。

利用料を請求する際に、確認証に記載された減額割合で軽減を行い、請求します。他の制度との適用関係に注意してください。

## (2) 対象費用と軽減率

利用者負担（[A] 10%負担 [B] 食費 [C] 居住費）を、確認証に記載された減額割合で軽減します。原則として [A] 10%負担を 25%軽減（50%の場合もあり）、[B] 食費 [C] 居住費を 25%軽減（50%の場合もあり）です。

減額割合をかけて端数が生じたときは、利用者分を切り上げとします。

ただし、利用者負担第2段階の方が介護老人福祉施設・小規模多機能型居宅介護・地域密着型介護老人福祉施設を利用された場合は、高額介護サービス費で軽減を行なうものとし、[A] 10%負担は軽減対象外とします。

介護老人福祉施設・小規模多機能型居宅介護・地域密着型介護老人福祉施設での請求の際は注意してください。

## ※旧措置入所者の取扱について

特養の旧措置入所者は、実質的負担軽減者（給付率 100、97、95%の者）においては本制度の適用となりません。実質的負担軽減者以外の者（給付率 90%の者）については、[A] [B] [C] を軽減します。

ただし、ユニット型個室に入居した場合、[C] 居住費のみ軽減対象となります。

なお、旧措置者に対しては、給付率を表示した「介護保険利用者負担額減額免除等認定証」が発行されますので確認してください。

## (3) 生活保護受給者および支援給付受給者について

ユニット型個室・従来型個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担の全額を軽減します。

## (4) 他制度との適用関係

優先順位

1 補足給付

2 社福軽減

3 高額介護サービス費

※高額介護サービス費との適用順位

基本的には、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を適用した後に、高額介護サービス費を適用することになっていますが、国のQ&Aによると、利用者負担段階第2段階の者については、1割負担だけを軽減措置の対象外とすることも認められています。

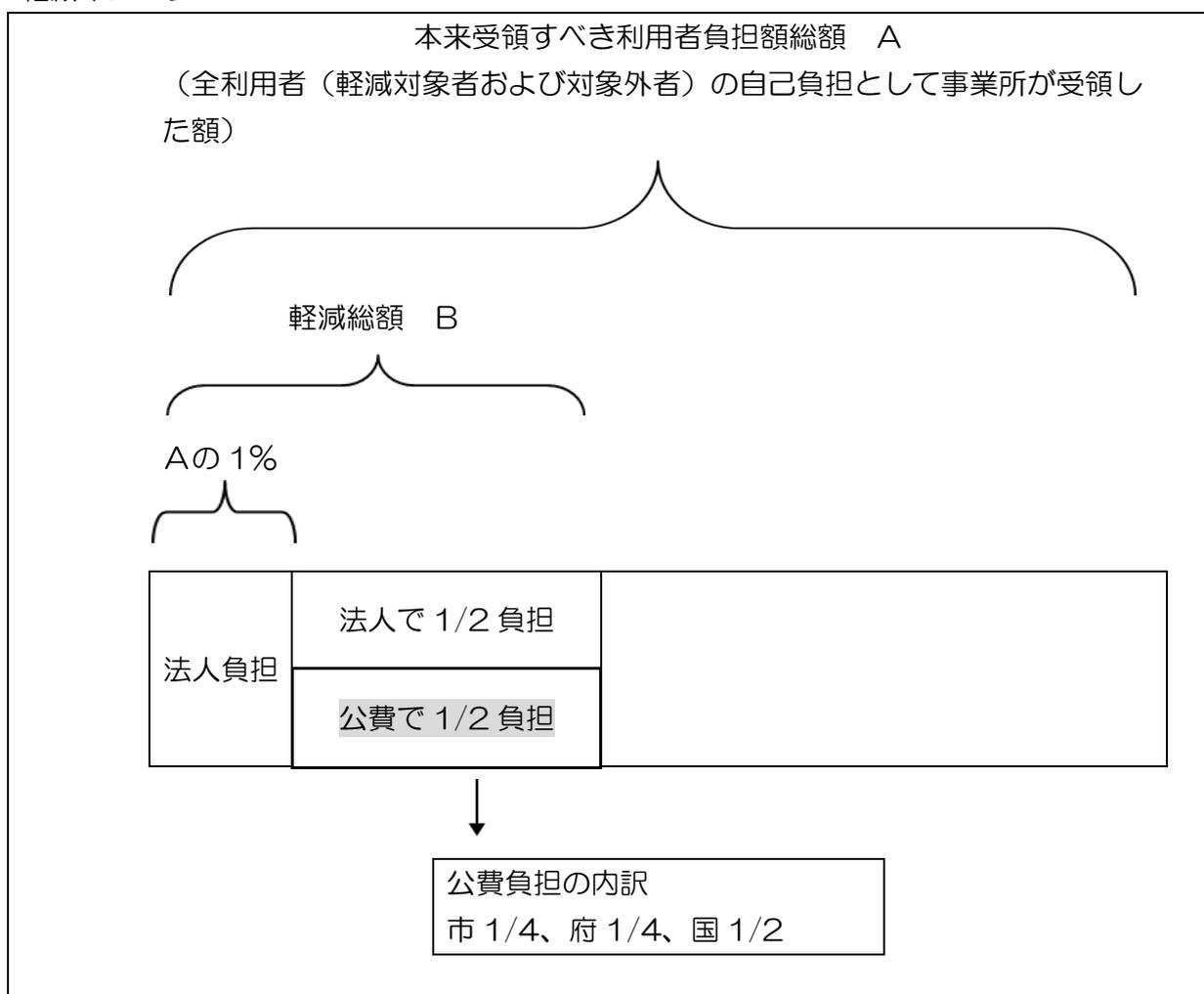
結果的に利用者の負担額は同じであり、吹田市では一律に取扱いを定めるのではなく、事業所が選択できる形で運用します。

## 7 補助金について

補助金は年度（4月から3月）を通じて事業所（サービス毎）が軽減した総額が本来受領すべき利用者負担額総額の1%を超えた場合に交付されます。

軽減総額が1%を超えない場合は、全額法人の持ち出しとなります。  
交付金額は1%を超えた部分の軽減額の1/2が補助金として交付されます。  
また、特別養護老人ホームおよび地域密着型介護老人福祉施設の場合は軽減総額が10%を超えた部分に対しては全額交付されます。

軽減イメージ



※上図は居宅サービスの例です（特養の場合は、BがAの10%を超えていれば超過分が全額公費負担）

※軽減総額が1%を超えない場合は全額法人の持ち出し

例えば、A=1,000,000円、B=50,000円の場合は $(B - Aの1\%) \times 1/2 = 20,000$ 円が助成されますが、軽減総額が10,000円以下の場合には助成されません

補助金交付の申請は毎年 10 月ごろに各市町村より事前協議の連絡がありますので、それぞれ指示にしたがって補助金の交付申請を行ってください。